

地域主権改革の推進による都市自治の確立等に関する提言

基礎自治体を重視した地域主権改革を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地域主権改革について

(1) 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、地域主権改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

(2) 国と地方の協議の場の法制化等、地域主権関連3法案の早期成立を図ること。

また、喫緊の課題等については、「国と地方の協議の場」の法制化を待つことなく、「事実上の国と地方の協議の場」において十分事前に協議すること。

(3) 「国と地方の協議の場」については、国と地方が真に対等・協力のもとに運営し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うこと。

また、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会等の積極的な活用を図り、事前に十分検討を深めること。

(4) 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図り、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る基礎自治体への権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みの構築を図ること。

さらに、大都市制度のあり方について検討を行うこと。

(5) 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、地方分権改革推進委員会の第2次及び第3次勧告に沿って、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

(6) 国と地方の二重行政を解消する見地等から、地方の実情等を踏まえて国の出先機関の見直し等について検討を進めること。

(7) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、税源移譲によ

る国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡大するとともに、税源の偏在が少なく税収が安定している地方消費税を拡充すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」を創設すること。

(8) 行政刷新会議においては、地方自治体に関連する制度や事業について仕分け作業が行われているが、これらは地方の行財政運営や社会資本整備等に大きな影響を及ぼすことから、当該制度や事業のあり方について、改めて国と地方の協議の場等において対等の立場で協議し、税財政措置等を含め、地域主権改革の理念に沿った政府としての結論を得ること。

(9) 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、地方への速やかな情報提供等を行うとともに、十分な準備期間を設けるほか、事前に地方公共団体との協議を行うこと。

また、社会保障・税の共通番号制度を創設する場合には、その制度設計に都市自治体の意見を十分に反映させること。

2. 住民訴訟制度について

住民訴訟制度については、長の責任のあり方、賠償責任範囲の制限等、そのあり方について見直すこと。

3. 広域行政について

(1) 広域行政圏策定計画策定要綱廃止後においても引き続き、広域行政による振興整備・更新事業に対して十分な支援策を講じること。

(2) 定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、広域連携に係る積極的な支援措置を講じること。

(3) 定住自立圏構想推進要綱における中心市の要件について、地域の実情を踏まえて、見直しを図ること。

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する 提言

地震や集中豪雨等の大規模災害に即応できる防災・災害対策及び消防・救急体制の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

(1) 災害時又は国民保護の有事の際に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備など情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

また、広域的な防災体制を強化すること。

(2) 近年、地球温暖化の影響とされる気象変動による大規模な水害が多発していることから、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大や支給限度額の引上げを行うほか、総合治水対策の財政措置の拡充を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

また、激甚災害の指定基準を緩和すること。

(3) 災害危険個所を住民に周知するため、ハザードマップの作成及び更新費用にかかる財政措置を拡充すること。

また、災害備蓄用品の購入について、財政措置を講じること。

(4) 災害援護資金貸付金の償還について、借受人及び保証人がともに破産免責された場合を免除対象に加えるなど、実情に即した償還免除要件の拡大を図るとともに、償還期限の再延長を図るなど、必要な支援措置を講じること。

(5) 土砂災害特別警戒区域について、固定資産評価基準の新たな補正制度を創設すること。

(6) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

2. 地震及び火山災害対策の充実強化について

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域について、地震防災対策強化地域に指定するとともに、具体的かつ充実した総合的な地震防災対策を早期に講じること。

また、既存の防潮堤等の耐震点検や計画的な補強整備を行うこと。

(2) 平成 22 年度末までの適用期限となっている地震防災対策特別措置法における

地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置を延長すること。

- (3) 地震・津波観測システムの充実を図るとともに、GPS波浪計と沿岸市町村等が独自に設置している潮位観測装置等による観測情報を共有できる環境を整備するなど、津波防災対策を一層充実強化すること。

また、沿岸部での浸水状況を把握するための浸水予測システム等の早期整備を図ること。

- (4) 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。

また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

- (5) 庁舎、公民館等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。
- (6) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、財政措置を拡充すること。

3. 消防救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。
- (2) 消防の広域化及び非常備消防の機動力強化に対する財政措置を充実すること。
- (3) 住宅用火災警報器の設置を普及促進し、住民の生命・身体の安全確保のため、国によるテレビ等のマスメディアを通じた定期的な啓発を積極的に行うとともに、設置に対する財政措置を講じること。

また、住宅用火災警報器設置による火災保険等保険割引制度は、普及率向上に資するため、関係業界への働きかけを行うこと。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

- (1) ブロードバンドゼロ地域の早期解消に向けた財政措置等、支援施策の充実を図ること。
- (2) 携帯電話事業者間のサービスエリアの不均衡の是正等、全ての携帯電話が不採算地域において通話可能となるよう必要な措置を講じるとともに、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けること。

また、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

- (1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、全ての市民が放送を受信できるよう、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について対応を促進するとともに、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置をさらに充実し継続すること。

特に、電波障害のある地域等の条件不利地域や新たな難視聴地域においては、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修など、難視聴地域解消への対策について、市民や都市自治体等に対して財政措置を含め必要な措置を講じること。

- (2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、国民への説明を徹底するとともに、都市自治体に対し迅速かつ十分な情報提供等を行うなど、適切な対応を図ること。

また、都市自治体が行う対応について、適切に財政措置を講じること。

なお、受信環境の整備が整うまでの間、アナログ放送の停波期限を延長することを検討するなど、適切な対策を講じること。

(3) CATV事業者に対し、デジアナ変換の導入を積極的に働きかけるとともに、区域外再送信の問題を解決する等、現在と同様の放送局を視聴できるよう対応すること。

(4) 大量に処分されるアナログ放送対応テレビについて、適切な処理が行われるよう、国の責任において必要な対策を講じること。

3. 都市自治体が地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、ICT施策推進に係る支援制度の柔軟な運用を図ること。

また、障害者や高齢者が使いやすい情報通信機器やソフトウェアの開発、及びICT利活用技術の習得促進等に対する支援制度の拡充を図ること。

4. 法や制度改正に伴う情報システム開発や改修、維持管理について、十分な財政措置を講じること。

また、地域情報プラットフォームを活用した情報システムの導入に対する財政措置を講じるとともに、自治体クラウドの確立など情報システムの効率化等に向けた取組みを推進すること。

5. コミュニティ放送エリアについて、複数の市町村の区域が提供エリアとして認められるよう基準の緩和等を行うこと。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題について、「拉致問題の早期解決なくして日朝国交正常化はあり得ない」という基本方針を堅持し、再調査の早期実施と被害者全員の即時帰国の実現及び拉致の疑いが濃厚な特定失踪者等の行方の解明を含めた拉致問題の真相解明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。
2. 駐留軍等の再編に係る交付金制度については、再編状況や地域の実情を踏まえ、その継続について検討すること。
3. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の改正により、少年のシンナー等の薬物乱用及び暴力団による密売等の違法な販売に関する取締体制を強化するとともに、薬物の危険性・有害性について住民への啓発を行うこと。

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村等に対する財政措置等について

(1) 旧合併特例法及び現行合併特例法に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置や障害を除去するための措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延長を図るなど、引き続き合併市町村における一体的な振興を図るための事業が実施できるようにすること。

また、特別交付税については、合併市町村の特殊事情を十分踏まえること。

(2) 自主的合併、及び合併後のまちづくりを円滑に進展することができるよう、適切な財政措置や流域下水道に関する規定の見直しを行うなど、必要な措置を講じること。

2. 合併特例債については、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じるとともに、合併 10 年経過後においても市町村建設計画に基づく事業が円滑に実施できるよう、合併特例債の発行可能期間の延長を含む特別の地方債措置を講じること。

また、合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置については、その所要額を確保するとともに、基金の充当範囲の拡大を図ること。

3. 市町村合併に伴い、都市の行政区域と国の行政機関の管轄区域とに不整合が生じている地域については、地域の実情に即し見直しを行うなど、適切な措置を講じること。

4. 市町村合併に伴い、同一市域内において衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区が複数の選挙区に分かれている地域については、速やかに選挙区の見直しを行うこと。

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 学校施設におけるグラウンドやプール等の整備に要する経費及び道路や橋梁等の公共施設の維持管理・修繕に係る経費について、過疎対策事業債の対象とすること。
また、過疎対策事業債の償還期限については、教育・福祉施設等整備事業債等と同様、対象事業の耐用年数に応じたものとする。
2. 過疎地域において、固定資産税の課税免除等を行った場合の普通交付税の減収補てん措置の適用期限については過疎地域自立促進特別措置法同様、平成 28 年 3 月 31 日まで延長すること。
3. 辺地における定住促進空き家活用事業等、集落等整備事業に対し財政措置を講じるとともに、辺地対策事業債の対象とすること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理や住民基本台帳カードの普及促進に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること。
3. 新たな外国人住民に係る住民基本台帳について
 - (1) 政省令やシステム改修に伴う標準仕様等の詳細な内容について、早急かつ適切な情報提供を行うとともに、新たな外国人住民に係る住民基本台帳の整備に要する経費等については、財政負担が生じないよう、十分な措置を講じること。
また、新制度へ円滑に移行できるよう十分な準備期間を設けること。
 - (2) 外国人に対して、新制度の周知・啓発を行うなど、その運用に支障が生じないよう、財政措置等を含め万全な措置を講じるとともに、在留カード等の表記方法については、窓口が混乱することのないよう、適切な措置を講じること。
4. 外国人住民を対象とした日本語教育等の充実、外国人の子どもを受け入れる公立学校への支援、外国人学校の法的位置づけの明確化、「外国人受入れ方針」の策定、その方針を推進する組織の設置など外国人に関する施策を総合的に推進するとともに、新たな在留カードの常時携帯義務の見直し、各種義務年齢の引上げ等、在留外国人の負担軽減を図ること。
5. 100歳以上の高齢者の戸籍消除について、早急に基準の明確化を図ること。

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. インターネットにおける人権侵害を予防するため、より実効性のある制度を確立するとともに、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。
4. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。
5. 裁判員候補者等に対して支給される日当については、個々の生活実態に応じて、適切な額となるよう見直すこと。

北方領土の返還実現に関する提言

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。返還要求運動の中心を担ってきた元島民の高齢化も進んでいることから、一刻も早い領土返還に向けた戦略的環境づくりを推進することが必要であるが、こうした中、メドヴェージェフ・ロシア大統領が国後島を訪問したことは、我が国国民の感情を傷つけるものであり、誠に遺憾である。

一刻も早い領土返還に向け、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 今回の事態を重く受け止め、毅然とした対応をとるとともに、北方四島は日本固有の領土とする基本的立場を改めて内外に主張すること。
2. 一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
3. 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還運動の後継者育成と青少年教育に努めること。
4. 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問等の交流等事業を着実に推進すること。
5. 北方領土周辺海域における漁業の安全操業の実現について、万全を期すこと。

地籍調査等及び統計調査の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。また、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じること。
2. 国勢調査等、統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できる適正な委託費の確保を図ること。また、委託費交付の早期決定を行うこと。
3. 基幹統計調査について、統計調査結果の早期公表に向けた取り組みを推進するとともに、集計結果を市町村単位で活用できるようにすること。
また、調査を実施する市町村において、その調査票情報が活用できるよう法制度を見直すとともに、調査票情報を利用するための手続きを各府省で統一し、簡略化すること。
4. 中山間地域等、長期間相続登記がなされていない土地については、公共事業が円滑に実施できるよう特別の措置を講じること。

選挙制度に関する提言

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国政選挙に係る執行経費については、その事務の性質から地方自治体に負担が生じることがないように、また、適切な選挙執行が行なえるよう、適正な基本額の設定を行うとともに、所要額を適切に確保し措置すること。
2. 市区長選挙について、法に規定されたビラ（マニフェスト）の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 地域主権の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 国・地方の税源配分の当面「5：5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築

地域主権改革をより一層推進し、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分とすることが必要である。

については、次の措置を講じること。

① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

② 税制抜本改革を実現するに当たっては、都市自治体が行う生活、福祉、教育などの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を早急に構築するとともに、地方交付税の法定率の引上げを行うこと。

その際には、税源の偏在是正だけに着目した地方税による税収配分の調整は行わないこと。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に際し地方の意見を反映できる仕組みの構築

地方税の課税主体は地方自治体であることから、税制改正の検討に当たっては、地方が制度設計に参画し、地方の意見を十分反映できる仕組みを構築すること。

2. 環境関連税制の導入及び自動車関係諸税の維持確保

(1) 環境関連税制の導入

環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとす

ること。

また、石油石炭税の引上げにより地球温暖化対策のための税を創設する場合には、税収の一定割合を地方税財源として必ず確保すること。

(2) 自動車関係諸税の維持確保

自動車関係諸税の見直しに当たり、現行の自動車重量税と自動車税・軽自動車税とを一本化する場合には、地球温暖化対策の観点や極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行の自動車重量税（自動車重量譲与税を含む）総額は確保したうえで、地方税とすること。

また、配分に当たっては、都市自治体の環境施策において果たしている役割等に鑑み、各都市の財政運営に支障が生じないように、必要総額は必ず確保できるよう制度設計を行うこと。

3. 都市税源の充実強化

以下の事項について、充実強化を図ること。

(1) 個人住民税

- ① 都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実させること。
- ② 個人住民税均等割については、これまでの1人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を上げること。
- ③ 個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

また、人的控除の見直しに当たっては、個人住民税と所得税の税体系上の整合性の観点等を踏まえて検討すること。

(2) 法人住民税

- ① 法人所得課税については、法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等に鑑み、法人住民税として都市自治体への配分を充実すること。

また、国の施策として法人実効税率の引下げを行う場合は、地方にとって減収となることがないように国の責任において確実に措置すること。

- ② 法人住民税均等割については、これまでの所得や地方歳出等の推移を勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を上げること。

- ③ 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来たす等の問題があるので、安定した税収を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 固定資産税

- ① 固定資産税は、市町村税の大宗をなしている重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図るため、商業地等にかかる負担水準は当該年度評価額の70%を上限とするなど、現行制度を堅持すること。
- ② 償却資産は、資産の保有と都市自治体の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。
- ③ 家屋の評価方法はその複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- ④ 「再建築費評点基準表」については、新增築家屋にかかる調査事務・評価事務に要する時間を確保するため、少なくとも当該事務が本格化する評価替え前年度の4月には改正告示すること。

また、「再建築費評点補正率」及び「経年減点補正率基準表」についても、主に既存家屋にかかる評価替え事務において使用するほか、翌年度の税収見込みの算定基礎数値となるものであることから、これらの事務が本格化する評価替え前年度の9月には改正告示すること。

なお、改正に先立っては、できるだけ早く改正案を提示すること。

- ⑤ 固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収が非常に困難となる事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。

(4) 軽自動車税

軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、標準税率を上げること。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるにもかかわらず、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、課税のあり方、標準税率、課税方法等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

(5) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源であるこ

とから、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合 1 : 1 を引き続き堅持すること。

(6) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和 61 年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。

(7) 交付金・地方譲与税

- ① ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- ② 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を基本としていることから、交付金対象資産の拡充を図ること。
- ③ 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、基地所在都市の厳しい財政状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産価格の 100 分の 1.4 に相当する所要の予算額を確保すること。

また、現在対象となっていない事務所等施設について交付金措置をすること。

- ④ 空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることから、航空機燃料税の税率の引下げを行う場合は、地方にとって減収となることのないよう、現行の航空機燃料譲与税の総額を確保すること。
- ⑤ 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引上げること。

(8) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(9) 大都市等の事務配分の特例に対応した税財政の充実強化

- ① 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行っているにも関わらず、所要額が税制上措置されていないので、地域主権改革のより一層の推進のためにも、事務配分に見合った

税制上の措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税財政上の措置を設けること。

- ② 政令指定都市の市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の移管に当たっては、退職手当、事務関係経費を含めた所要額全額を税源移譲により講じること。

また、中核市等への人事権の移譲に当たっても所要額全額を税源移譲により講じること。

併せて、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うこと。

4. 課税・徴収体制等の改善について

地方税に対する住民の理解と信頼を得るとともに、課税・徴収事務の効率化を図る観点から、税負担の公平を確保しつつ、住民に分かりやすい簡素な制度とすること。

(1) 還付加算金の見直し

還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直しを図ること。

特に法人市民税の中間納付額の還付にかかる還付加算金については、早急に廃止を含めた見直しを図ること。

(2) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

日本年金機構から都市自治体へ提供される個人住民税の公的年金にかかる特別徴収対象者情報等については、6月初めに納税義務者に税額通知をするため、現状より前倒しして提供すること。

なお、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度に対する年金受給者のより一層の理解を得るため、国においても更なる周知・広報を図ること。

(3) 地方税の電子申告システムの普及及び安定的運営

地方税の電子申告システムについては、都市自治体への普及及び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。また、都市自治体の負担について、必要な財政措置を講じること。

(4) 課税に係る各種データの電磁的方法による提供

市町村税の賦課、決定に当たっては、所得税の確定申告データ、配当・報酬データ、法務省所管の商業登記データ、軽自動車車両データ等を用いているが、これらのデータは紙で供されており、また自ら出向いて閲覧し、取得しなければならず、データ処理に多大な労力と費用を費やしている。

課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

特に、還付目的の確定申告の場合、e-Tax システムでは源泉徴収票の添付が不要とされていることから、適用控除項目及び控除額等の不明なデータがあり、住民税の賦課事務に支障を来しているためシステムの改善を行うこと。

また、平成 23 年 1 月より実施予定となっている所得税の確定申告データの提供に当たっては、国税総合管理システムデータの確定申告書第二表の早期データ化を講じるとともに、課税事務に支障を来さないよう年度末までに提供すること。

さらに、提供データや仕様等について都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、システム開発にかかる都市自治体の負担について、必要な財政措置を講じること。

(5) 税制改正における国等の対応

地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、税制度についての広報活動を充実する必要がある。そのため、国・都道府県・市町村の協力体制を強化すること。

また、社会保障・税共通の番号制度、給付付き税額控除、市民公益税制など新たな制度の導入等に当たっては、円滑に制度の導入・運用がされるよう、都市自治体の意見を十分踏まえるとともに、適宜・適切な情報提供を行うこと。

併せて、個人道府県民税にかかる徴収取扱費交付金についても、税制改正に対応するためのシステム改修等により増大する賦課徴収経費を算定基礎となる金額に適切に加算させること。

5. 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正・公布の時期について配慮すること。

地方交付税の復元・増額に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 平成 23 年度の地方交付税については、三位一体の改革等で大幅に削減された地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源調整・財源保障機能を回復・強化すること。

また、都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や道路・橋梁、学校等の改修費用の増大など真に必要な財政需要を的確に地方財政計画に盛り込み、都市自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させること。

2. 恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るため、現行の臨時財政対策債により補てんする制度を抜本的に改め、地方交付税法定率の引上げ等を行うことにより、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

また、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。

3. 基準財政需要額の算定にあたっては、都市自治体の財政需要の実態を反映し、算定費目の拡大、単位費用の引上げ等の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費については、所要額を確保するとともに、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

4. 基準財政収入額については、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補てん措置を講じること。

5. 景気対策や政策減税等、国が後年度交付税措置すると約束した地方債の元利償還金については、確実に財源措置を講じること。

6. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

国庫補助負担金改革に関する提言

国庫補助負担金改革にあたっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。なお、国庫補助負担金の廃止等に伴う税財政措置を必ず講じること。

2. 国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁など、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担金改革は、断じて行わないこと。

また、社会経済の実態に即した補助単価、補助対象等の見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続きの簡素化、早期交付を図ること。

3. 国庫補助金等の一括交付金化

(1) 国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分に向けた税源移譲までの過渡的措置とすること。

(2) 地方の自由度が拡大することを前提とし、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な補助金は対象外とすること。

(3) 総額については現行の補助金等総額を縮減することなく確保するとともに、配分については、その額の根拠の明確化とあわせ、継続事業や団体間・年度間の変動、事業ニーズ等の地方の実情に配慮すること。

(4) 国の事前事後の関与は極力廃止・縮小するとともに、制度導入後における地方負担については、個別の都市自治体において必要とする事業の執行に支障が生じないように、地方債資金の確保など、万全の措置を講じること。

(5) 地方交付税制度との整合性にも留意し、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行い、地方との合意形成を最優先して制度設計を行うこと。

4. 国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう負担軽減と一層の弾力化を図ること。

地方債の充実・改善に関する提言

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保、弾力的な運用を図ること。
2. 既存の起債充当率を引き上げるとともに、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。
また、人口減少及び行財政改革等により供用廃止となった公共施設の解体工事等について、起債対象事業の拡充を図ること。
3. 臨時財政対策債発行可能額の算定については、不交付団体においても発行実績があることを勘案し、不交付団体の財政運営に支障が生じないようにすること。
4. 公債費負担の軽減を図るため、1.1 兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還の措置が延長されたところであるが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

財政の健全化の推進に関する提言

都市自治体の財政の健全化の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方公共団体財政健全化法に基づく制度の運用にあたり、都市自治体の財政運営に支障が生じないように十分配慮すること。
2. 新公会計制度導入に伴うシステム改修費など、都市自治体の財政負担について適切な措置を講じること。

安定的な地方財政運営の確保に関する提言

「財政運営戦略」においては、国と地方のプライマリー・バランスの黒字化を財政健全化目標としているが、その推進にあたっては、これまで国を上回る行財政改革に努めてきた地方の実態を踏まえ、「財政運営戦略」に則り、まず、国が改革に取り組むとともに、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、地方公共団体に負担転嫁しないこと。

国の制度創設等に伴う財源措置に関する提言

国の責任において実施されるべき「給付付き税額控除」、「子ども手当」、「高校の実質無償化」などに代表される新たな制度創設や制度改正にあたっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に地方との協議を十分行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。

土木その他建設事業に係る市町村負担金制度に関する提言

土木その他建設事業に係る市町村負担金制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国直轄事業負担金については、「地域主権戦略大綱」において、平成 25 年度のまでの間に、現行制度の廃止の検討を進めることとされているが、都道府県事業における市町村負担金や都道府県から市町村に対し一部負担転嫁されている国直轄事業負担金についても、事業進捗状況及び積算根拠の明示、事前協議の充実等の手続面の改善はもとより、都道府県と市町村との役割分担に沿った見直しを行い、最終的には、必要な事業の財源を確保したうえで、これを廃止すること。
2. 都道府県事業等における市町村負担金に係る地方債発行額については、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、その算入から除外すること。

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。
- (3) 認知症対応型共同生活介護事業所及び個室ユニット型老人ホームを利用する低所得者に対し、負担軽減措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。
また、老朽化施設の維持のため、大規模修繕に対する財政支援措置を講じること。
- (2) 都道府県又は市町村が行う介護サービス事業者の指定について、介護保険事業計画の達成に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、指定しないことができるよう必要な措置を講じること。
- (3) 療養病床から介護療養型老人保健施設等への転換については、新たな財

政負担や保険料の上昇を招かないよう、十分な財政措置を講じるとともに、実態を踏まえ、保険者をはじめ関係機関の意見を尊重すること。

4. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険料の特別徴収について、口座振替との選択制を導入することなく、社会保険料控除が適用されるよう対応策を講じること。

5. 要介護認定について

今後、要介護認定が適正に反映されるよう見直しを行うとともに、制度の見直しに当たっては、保険者の意見を尊重しつつ、必要な検証を行い、十分な周知期間を設けること。

また、要介護認定の実態を踏まえ、更新期間を延長するなど、事務の効率化を図ること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターについて、その機能が十分に発揮されるよう、職員確保や研修などの対策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。
- (3) 地域支援事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実態を検証し、当該事業に設定されている上限枠の緩和について検討すること。

7. 介護報酬について

- (1) 平成24年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。
- (2) 前回の改定によって措置された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策（介護報酬3%増）」及び平成21年度補正予算における「介護職員処遇改善交付金」に伴う保険料の上昇分については、利用者及び保険者の

負担増とならないよう、継続的な措置を講じること。

また、介護職員処遇改善交付金事業については、恒久的な措置とするとともに、対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

8. その他

(1) 介護保険の円滑な運営に資するため、従事者を確実に確保するとともに、給与水準の公表などを含め、介護報酬の一定割合が確実に従事者の給与に反映される仕組みを構築すること。

(2) 今後の介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう都市自治体の意見を十分尊重するとともに、十分な準備期間を設け、国民への周知徹底を図ること。

また、次期介護保険事業計画策定のための情報提供を速やかに行うこと。

(3) 介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設まで適用範囲を拡大することを含め、その在り方を検討すること。

(4) 将来の介護保険制度を見据え、広域化を含めた保険運営の在り方に向けた検討を行うこと。

(5) 若年性認知症に対する支援制度を確立すること。

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 高齢者医療制度改革について

- (1) 後期高齢者医療制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設するに当たっては、被保険者をはじめ現場に混乱をもたらさないよう、運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることはあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任を明確にした上で、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、再編・統合の時期については、早期に実現するため、当該施行時期を明確に示すこと。

- (2) 後期高齢者医療制度の廃止に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

- (3) 新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築すること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、国保財政安定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと。

- (2) 制度改革等に伴う国保財政への影響を考慮し、電算システム経費等について必要な財政措置を講じるとともに、十分な準備期間を設けること。

- (3) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (4) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (5) 特定健康診査・特定保健指導について
 - ① 市町村国保に義務付けられている特定健康診査等の充実を図るため、検査項目を見直すとともに、都市自治体を実施している総合的な健康づくり事業について、支援策を講じること。
 - ② 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (6) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。
- (7) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 平成24年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。
- (3) 健康診査について、より被保険者に相応しいものとするため、検査項目を見直すこと。

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

また、次世代育成支援について、包括的な制度を早急に構築するとともに、制度設計にあたっては、都市自治体の意見を十分尊重すること。

2. 安心こども基金を存続するとともに、要件の緩和や補助率の見直しなど、十分な財政措置を講じること。

3. 子ども手当について

(1) 子ども手当は、システム整備等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とし、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当を未納の保育料等に充当できるよう法律に明記すること。

(2) 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備に向け、都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることから、全国一律の現金給付による子ども手当と保育サービスをはじめとする子育て関係経費とのバランスにも十分配慮すること。

また、保育サービスなどの子育て施策については、国において、十分な財源を確保し、地域の実態に応じたものとなるよう地方の裁量に委ねるべきであること。

(3) 子ども手当の具体的な制度設計にあたっては、地域主権の理念に基づき、「国と地方の協議の場」等における都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し、国と地方の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

また、国民の理解が十分得られるよう、国はその責任において、積極的な広報活動を行うこと。

4. 子育て世帯に対する減税措置を講じるなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

また、税制改正に伴い、所得税及び個人住民税が増額する世帯について、税額等と連動する諸制度の負担に影響が生じないように必要な措置を講じること。

5. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。

6. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

(2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、一時預かり、病児・病後児保育、事業所内保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考慮しつつ、保育料の無料化対象を拡大するなど、子育て家庭の負担軽減を図ること。

(4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。

(5) 幼保一体化等を含めた保育分野の制度・規制改革について、都市自治体の裁量権を拡大するなど、地域の実情や利用者に応じた安定的な保育制度の構築を実現すること。

(6) 幼保一体化等の推進のため、認定こども園の施設整備費及び運営費等について、十分な財政支援措置を講じること。

(7) 「子ども・子育てビジョン」において数値目標等が示されている事業について、確実に財源を確保するとともに、事業を計画している都市自治体に対し十分な財政支援措置を講じること。

7. 放課後児童対策等について

- (1) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備すること。
 - (2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、補助基準の基準開設日数・児童数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。
 - (3) 児童館・児童センター、放課後児童クラブ施設の施設整備に係る補助基準について、地域の実態に即した見直しを行うとともに、新たな施設の設置や既存施設の修繕等に係る財政措置の拡充を図ること。
8. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、一部支給制限措置を見直すこと。
- また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。
9. 父子家庭についても、「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図ること。
10. 母子家庭自立支援給付金事業について、十分な財政措置を講じること。
11. 児童虐待の再発防止の観点から、加害者に対して更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。
12. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
13. ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。
14. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

15. 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象とする入院助産制度の助産施設に、診療所を加えること。

16. 育児休業の取りやすい職場環境の整備を行うとともに、子育て後等の再就職支援を強化すること。

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

- (1) 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。
- (2) 国の責任において保護基準の明確化を図るとともに、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行い、制度の再構築を図ること。
- (3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。
- (4) 地域の実態に即した級地区分の見直し、老齢加算の再導入、障害者加算に係る認定方法の見直しなど、社会経済状況の変化等に適応した制度改正を着実に進めること。
- (5) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。
- (6) 介護保険施設の個室等については、居住費負担がないなど特別な場合を除き、新規の生活保護受給者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用に係る取扱い等について早期に改善すること。

2. 無料低額宿泊所の適正な設置運営を図るため、社会福祉法を改正し、その設置については届出制から許可制に改めること。

また、開設後の運営についても、実効性のある就労支援及び自立に向けた基準の設定等を行うこと。

3. 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、被爆者相談事業の拡充強化など当該実態に即した支援措置を講じること。

4. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度については、被爆者が高齢化していることにかんがみ、当該制度を早期に見直すこと。また、認定に係る審査については、より一層速やかな審査に努めること。
5. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。
6. 民生委員については、業務の多忙化等により、担い手の確保が難しく、改選が困難となっていることから、その処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者自立支援法について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
また、サービス利用者の公平性の確保に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。
- (3) 各種サービスについて、生活実態との乖離や地域格差が生じないように、障害程度区分判定について障害特性を十分反映させた基準とすること。
また、認定調査員の専門性を十分に確保するとともに、認定期間や支給期間については、障害者の実態に即したものとなるよう配慮すること。
- (4) 事業所に対する激変緩和措置等については、利用実態等を十分踏まえ、制度の安定的な運営に向けた対応を行うこと。

2. 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見も尊重し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が必要なサービスを受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費について十分な財政措置を講じること。

3. 障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、更なる財政措置の充実を図ること。

4. 制度改正にあたっては、事業の円滑な推進を図るためにも、都市自治体の意見を十分尊重するとともに、制度改正等に伴う電算システム改修経費について、十分な財政措置を講じること。

5. 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。
6. 重度障害者（児）の医療費について、財政措置の拡充を図ること。
7. 発達障害児等の早期発見・早期療育に係る都市自治体の事業について、十分な支援措置を講じること。
8. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
9. 障害児通園施設と保育所、幼稚園を併せて利用する場合や複数の児童を療育する場合等について、保護者負担の一層の軽減措置を講じること。
10. 地域生活定着支援事業の実施にあたっては、都市自治体の意見を尊重するとともに、十分な支援策を講じること。
また、自立支援プログラム策定実施推進事業については、現行の補助率を堅持すること。
11. 自殺対策など精神保健分野に対応できる専門職員を確保するため、必要な財政措置を講じること。

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師、看護師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや地域の実情に応じた柔軟な医師派遣体制の構築等を着実に推進するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。
- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、各種対策に係る十分な財政措置等を含め、実効ある措置を早急に講じること。
- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。
また、産科・小児科医の集約化・重点化にあたっては、自治体病院に適切な配慮を行うこと。
- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。
また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や医学部における「専門講座」の設置を促進させるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を講じること。
- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

- (8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。
また、病院事業債等について、繰り上げ償還等の条件を緩和するなど、地方財政措置の拡充を図ること。
- (2) 自治体病院等の耐震化及び老朽化に伴う建替えや改修等に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。
また、病院の再編・統合に要する経費について、十分な財政措置を講じること。
- (4) 自治体病院の医師及び看護師の定員を一般職とは別枠とするよう、集中改革プランに係る定員管理の適正化計画の見直しを行うこと。
- (5) 医療の質の向上及び医療費適正化を図るため、医療分野のIT化を推進するとともに、これに要する経費について、十分な財政措置を講じること。

3. 救急医療について

- (1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
また、軽症患者の時間外受診への対応等、救急医療従事者の負担を軽減するための対策を講じること。
- (2) 第三次医療機関・救命救急センターについては、ドクターヘリの導入を促進するなど適切かつ迅速に救急医療が受けられる搬送体制を整備し、救命救急医療体制を充実するとともに、財政措置の拡充を図ること。

4. がん対策について

- (1) がん対策の一層の充実を図るとともに、「がん対策基本計画」における受診率を達成できるよう、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分

な財政措置を講じること。

(2) 女性特有のがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

(3) がん医療の均てん化の促進や専門的ながん医療の提供のため、地域がん診療連携拠点病院について、十分な財政措置を講じること

5. 予防接種等について

(1) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策については、国と地方自治体の役割分担、関係機関による連携の仕組みを構築するとともに、財政負担の明確化を図り、国の責任において万全の措置を講じること。

また、国民や都市自治体に対する情報提供を正確かつ迅速に行うべく、的確な広報・啓発等を実施すること。

(2) 子宮頸がん、インフルエンザ菌 b 型 (Hib) 及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHO が推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。

また、任意接種ワクチンを希望する全て者が接種できるよう、安定供給のための対策を講じること。

(3) 自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、国において、自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じること。

(4) 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。

(5) 医学的判断により生後 6 ヶ月以降 1 歳に達するまでの期間に行われる BCG 接種について、定期接種として位置付けること。

(6) 日本脳炎予防接種の差し控えにより、法定の年齢から外れてしまった者について、接種が実施される際は定期接種として位置付けるとともに、当該接種費用について、財政措置を講じること。

(7) 平成 20 年度から 5 年間の時限措置として実施されている麻しん予防接種について、十分な財政措置を講じること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにす

ること。

また、すでに実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

7. 小児難病又は難病に指定されていない疾患にある子供等について、患者家庭の精神的・経済的負担の軽減等総合的な難病等対策を確立するため、特定疾患治療研究事業における対象疾患の範囲等を拡大するとともに、必要な財政支援措置を講じること。

8. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。

9. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、必要な支援措置を講じること。

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金を含め、その在り方について国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うこと。
2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において一定の救済措置を講じること。
3. 国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないよう適正に交付すること。
4. 国民年金に関する資格の取得及び喪失等に係る職権適用範囲を拡大し、被保険者の届出等を簡素化するとともに、市町村窓口での事務の簡便化を図ること。

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設の耐震化事業、老朽化した施設の再構築事業及び比較的耐用年数の短い更新事業等について、採択要件を緩和するとともに、財政措置の拡充等を図ること。
また、海底導水管（鋼管フランジ形）更新事業について、老朽管更新事業の補助対象とすること。
2. 水道水源の開発に供するダムの改修等について、水道水源開発施設整備費の補助対象とすること。
3. 上水道への統合を含む簡易水道施設整備事業について、地域の実情に応じた採択要件に見直すとともに、十分な財政措置を講じること。また、統合後の上水道については、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。
4. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を継続・拡充するなど、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
2. 雇用調整助成金について、十分な財政措置を講じること。
3. 地域の中小企業事業者の能力向上と求職者の能力開発のため、国の責任において、地域職業訓練センター、職業能力開発促進センター及び能力開発支援センターの機能の維持・向上を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
4. 介護・福祉等の分野における再就職・能力開発対策及び建設労働者の雇用確保対策等を着実に推進し、雇用の維持・拡大を図ること。
また、新卒者の極めて厳しい就職状況を踏まえ、新卒者体験雇用事業などの支援策を強化すること。
5. パートタイム労働者の雇用環境を整備するため、ILO第175号条約に批准し、国内法を整備するとともに、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の趣旨を踏まえた雇用管理を徹底すること。
6. 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業について、新たな支援策を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都
市自治体に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築するべく、現
行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度等について検討
すること。
- (2) 多様な廃棄物に係る低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リ
サイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大を含めた総合的な廃棄物再生
利用対策を強力に推進すること。
- (3) 有害性・危険性などの視点から自治体による処理が困難な一般廃棄物に
ついて、処理過程における安全性が確保されるよう製造事業者の責務を明
確にするとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法
的な義務付けを行うこと。
- (4) 放置産業廃棄物の早期撤去について、法的規制の整備や財政措置の拡
充など施策の充実を図ること。
- (5) 安定型産業廃棄物最終処分場について、設置許可の基準に係る規制を強
化するとともに、安全かつ適正に処分場の設置及び維持管理ができるよう
技術的な支援策を講じること。
- (6) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に係る財政措置の拡充を図
ること。
- (7) 農薬等の劇物用容器について、識別マークの表示対象から外すとともに、
関係業界団体等による自主的な回収システムを整備すること。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の整備をはじ
め基幹的改良や修繕等に係る支援措置を拡充するとともに、災害廃棄物用
ストックヤードの整備に対する財政措置を講じること。
- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃

棄物処理施設以外に利用される場合等に対しても財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用について、適切な財政措置を講じること。

3. 家電リサイクル制度について

- (1) 家電リサイクルに係る費用について、十分な財政措置を講じるとともに、対象品目の更なる拡大を図ること。
- (2) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」の仕組みに改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。
- (3) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や撤去、運搬、処理等を義務付けること。

4. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
- (2) 容器包装リサイクルに係る費用について、十分な財政措置を講じるとともに、容器包装の範囲の周知徹底、飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。
- (3) 設計段階から容器包装等の軽量化・分別・リサイクルに配慮した仕様等を事業者が義務付けるとともに、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品についても再資源化に向けた検討を行うこと。
- (4) プラスチック製容器包装の再商品化手法及び指定法人が定めるプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化防止対策として、環境税の創設や温室効果ガスの国内排出量取引制度の実施等による誘導・規制措置を講じるとともに、新エネルギーの導入、省エネルギーや環境にやさしい交通機関の普及・促進等総合的な対策について、財政措置を含め、支援体制を強化すること。

また、長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、自治体が協力して取り組みを進められるよう、国と自治体の役割を明確にし、具体的で実現可能な工程を早急に示すとともに、国として先導的な役割を果たすこと。

2. アスベスト対策について

(1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるすべての住民を対象に、継続的な健診体制等を整備するとともに、当該費用について財政措置を講じること。

(2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な財政措置等を講じること。

(3) アスベストに係る環境基準を設定するとともに、大気中のアスベスト濃度について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。

また、トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路等の情報提供を適切に行うこと。

3. 浄化槽設置整備事業について、補助対象範囲の拡大及び財政措置の拡充を図るとともに、浄化槽を含めた効率的な水処理システムの研究開発を進めること。また、合併処理浄化槽の普及促進に向けた支援措置を拡充すること。

4. 公共施設整備等に係る汚染土壌調査等の土壌汚染対策について、十分な財政措置等を講じること。

5. 地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

6. ペットの葬儀等が増加傾向にある一方で、当該法規制がない現状にあることから、近隣住民の感情にも配慮し、トラブルを回避するべく適正な法整備等を行うこと。
7. 悪臭や害虫の発生等により近隣住民の生活環境に多大な悪影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」への対応に係る法令等の整備を行うこと。
8. 都市自治体を実施する特定外来生物の駆除事業等について、支援措置を講じること。
9. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等について、十分な財政措置を講じること。
特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
2. 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進することの重要性にかんがみ、補助率の嵩上げ等の措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。
3. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。
4. 公立学校用地の購入・借上げに係る費用について、財政措置を講じるとともに、国有地の利用については、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 小中学校の統廃合等に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
7. 社会教育施設等の耐震化事業等について、公立小中学校施設並みの財政措置を講じること。

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭、食育を推進するための学校栄養教諭及び教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善すること。
- (3) 帰国、入国児童生徒が在籍する学校への教職員配置等の充実を図ること。
また、外国人児童生徒の教育環境が適切かつ平等に保障されるよう、所要の措置を講じること。
- (4) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (5) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (6) 児童生徒の不登校などの問題行動等へのカウンセリング機能の充実のため、スクールカウンセラーを小中学校に適切に配置できるよう配慮すること。

また、児童生徒の家庭環境等の問題を関係機関と連携して解決するべく、

スクールソーシャルワーカーを適切に配置できるよう配慮すること。

- (7) 小学校外国語活動の円滑な導入に向け、地域の実態に即した外国語指導助手等の配置及び外国語活動教材の整備等、適切な支援策や財政措置等を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や研修など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の見直しを行うこと。
- (3) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (4) 高等学校において、自立や社会参加に向けた教育を受けることができるよう、関係法令等を整備した上で、高等学校における特別支援教育の推進を図ること。

4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うこと。

5. 幼稚園・小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の支援措置を講じること。

6. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。

7. 要保護・準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費については、教育の機会均等の観点から、十分な財政措置等を講じること。

8. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、一体的に推進できる体制を整備すること。

9. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の

支援措置を講じること。

10. 幼保一体化等の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。

また、認定こども園の施設整備費及び運営費等について、十分な財政支援措置を講じること。

11. 私立高等学校に係る高等学校等就学支援金について、一層の支援措置を講じること。

12. 国立大学が地域において果たしている役割や機能の重要性を踏まえ、当該大学運営に支障が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。

13. 地方文化の振興を図るため、史跡、埋蔵文化財、重要建造物等の保存・整備・調査等について、財政措置の拡充を図ること。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。
また、まちづくりに関する施策について、適切な財政措置を講じること。
2. 中心市街地の活性化を図るため、十分な予算を確保するとともに、必要な施策を継続的に推進すること。
3. 土地区画整理事業について、採択要件の緩和、必要な財源の確保及び税制上の優遇措置を講じること。
4. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を講じること。
5. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、地域の実情にあった財政支援措置を講じること。
6. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に推進すること。
7. 建設発生土等の有効利用を図るため、良質な建設発生土を求める都市自治体が容易に確保できるよう措置を講じること。
8. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。

下水道の整備促進に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、合流式下水道の改善、老朽化する管きょ等下水道施設の改築・更新の促進が図られるよう、十分な予算を確保するとともに所要の財政措置を講じること。
2. 局地的大雨や都市化の進展に伴う内水氾濫等災害の防止・軽減を図るため、浸水対策、安全対策について十分な予算を確保するとともに所要の財政措置を講じること。
3. 人口規模等により高額となっている下水道事業の資本費について、交付税措置の充実を図ること。
4. 地域の実情に応じた汚水処理が可能となるよう、処理施設の統廃合の促進や処理区域の変更についての要件緩和を図るなど必要な措置を講じること。

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会資本整備総合交付金の充実

(1) 社会資本整備総合交付金については、今後の一括交付金化の制度設計との関連に留意するとともに、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

(2) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。

2. 公共事業用地の確保

(1) 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

(2) 市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。

(3) 土地開発公社経営健全計画の着実な推進を図るため、都市の置かれている財政状況等を踏まえ、第三セクター等改革推進債をはじめとする財政措置の充実を図ること。

3. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、地方の負担増とならないよう、財政措置の拡充を図ること。

4. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、公契約法に関する基本的方針等を策定すること。

都市公園の整備促進等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業、緑地環境整備総合支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。
2. 都市における緑地保全を図るため、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区の指定について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。
また、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること。
3. 地方における歴史まちづくりの推進のため、歴史的建造物等の保全等に対する財政措置の拡充を図ること。

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雪寒地帯における市町村道の除雪費に対し、安定的な財政措置を講じること。
2. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。
3. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対する財政支援を図ること。
4. 豪雪地域における積雪期の地震対策の調査・研究について、総合的・専門的な観点から、国において適切な対策を講じること。

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保
 - (1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等による有機的なネットワークを形成し、円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
 - (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
 - (3) インターチェンジ及びアクセス道路の整備促進等を図ること。
 - (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
 - (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。
3. 事業評価の実施に当たっては、交通量を基準とする評価手法だけではなく、救急医療、地域活性化、安全・安心の確保など地域にもたらす様々な効果を総合的に評価する仕組みを導入すること。
4. 道路の権限移譲に関する関係市との協議・調整
 - (1) 直轄国道の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。
 - (2) 権限移譲する個々の直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、関係市と十分に協議を行うこと。
5. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、維持補修及び架け替え等に対する財

政措置の充実を図るとともに、技術的な支援を拡充すること。

6. 広域的な緊急輸送路となる高速道路等の通行を確保するため、跨道橋の耐震化事業に対する財政措置を充実すること。

7. 道路整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

8. 総合交通戦略に基づく歩行者・自転車利用空間の整備に対し、財政措置の充実強化を図ること。特に、通学路における歩道整備を促進すること。

また、訪日外国人の利便性向上を図るため、道路案内標識等における外国語表記を推進すること。

運輸・交通施策の推進に関する提言

運輸・交通施策のさらなる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の財源確保等

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線の建設費については、幅広い観点での建設財源を確保するとともに、沿線自治体の負担に対する財源措置の充実強化を図ること。

2. 並行在来線の財源確保等

- (1) 並行在来線のJ Rからの経営分離後も、安定的な経営を維持できるよう、現在のスキームの抜本的見直しを行うとともに、事業運営に対する財政支援措置を講じること。
- (2) 並行在来線の事業用資産の移管に伴う財政支援措置を講じること。
- (3) 地方自治体の負担軽減のため、貨物の線路使用料の見直しやJ Rからの貸付料の活用を図ること。

3. リニア実験線の早期完成を目指すとともに、完成後の実用化確認試験を着実に実施し、リニア中央新幹線の早期実現に向けて、速やかに整備計画へ格上げすること。

4. 主要幹線鉄道等の財源確保等

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びL R T等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 都市高速鉄道の早期建設及び路線延長など軌道系交通網の整備に対する補助適用及び補助制度の拡充を図ること。

5. 航空ネットワークの維持等

- (1) 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための財政支援措置

を講じること。

(2) 地方空港における就航便を確保するとともに、国際線の受け入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。

(3) 交通が著しく不便な地域の航路維持については、地元自治体の負担を軽減するための財政措置を拡充すること。

6. 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）

(1) 駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政支援措置を講じること。

(2) バリアフリー新法において、特定旅客施設の要件となっている「一日あたりの利用者数」の基準を引き下げること。

(3) 高齢者や障害者等の利用実態により対象とする施設についても、特定旅客施設と同様の措置を講じ、事業実施の目標時期を明確化すること。

7. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、自転車等駐車場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

8. 高速道路の無料化及び料金体系に係る影響への支援

(1) 高速道路の無料化に当たっては、地域の足として重要な役割を担うフェリー、鉄道などの公共交通機関に与える影響を勘案し、損失補てんを行うとともに、経済、交通、環境等に考慮した総合的な交通体系を早急に構築すること。

(2) 高速道路の料金体系においては、地域間格差を是正する全国一律の料金制度とするとともに、「生活道路」として利用している地域住民の負担増とならないよう、特段の措置を講じること。

9. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制を強化するとともに、法令及びルール周知徹底を図ること。

10. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通活性化策への支援の充実

- (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、財政支援の拡充を図ること。
- (2) 住民の移動権を確保することは、住民の安心安全の実現や地域産業の活性化に必要不可欠であることから、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び支援措置を拡充すること。

2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度の拡充を図ること。

3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線等に対し、安定的な維持ができるよう恒久的な財政支援を講じること。

4. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路整備政策の抜本改革を速やかに実現するとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援を講じること。

5. 人と環境に配慮し、地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援の充実強化を図ること。

6. 過疎地等の地域住民の移動手段を確保するため、自家用自動車による有償運送制度に係る要件の緩和を図ること。

また、地域が主体となった地域交通システムが実施できるよう関係法令を改正すること。

港湾・海岸に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
また、経済活動の国際化が進展する中で、地域が持続的に発展できるよう、選定された重要港湾のみならず、それ以外の港湾についても迅速かつ柔軟な整備促進を図ること。
2. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
また、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
4. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。
また、海岸部への適切な土砂供給を図るため、総合的な土砂管理対策を講じること。
5. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
6. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を図ること。
7. 港湾の保安対策を推進するため、財政措置の拡充を図ること。

8. 国際競争力強化を図るため、港湾の運営主体に対する支援制度を創設すること。

9. 漂着・漂流ごみ対策

- (1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成 24 年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
- (2) 漂着・漂流ごみについては、河川からの流出が主な原因であることが多いことから、河川等の流域も含めた広域的なごみ対策を講じること。
- (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 局地的大雨等による河川の氾濫・洪水から住民生活を守ることができるよう、危機管理体制の充実強化を図るとともに、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業の着実な推進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、準用河川の改修事業等に対する財政措置の拡充を図ること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置をさらに拡充すること。

3. 河川の権限移譲に関する関係市との協議・調整

- (1) 一級河川の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。

- (2) 権限移譲する個々の一級河川の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、関係市と十分に協議を行うこと。

4. 水利権については、小水力発電をはじめとする水需要に合わせた水利使用調整など弾力的な運用を促進すること。

5. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

6. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安心、安全が確保されるよう十分な治水対策を講じること。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

7. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 指定確認検査機関制度について、改正の効果や問題点を適切に把握するとともに、さらなる制度改正等の必要性について検証すること。なお、その際、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう特に留意すること。
2. 木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事の技術開発に取り組むとともに、中小施工業者への技術支援を行うこと。
3. 無接道敷地を救済するため、特定行政庁が現在まで認めてきた道路を建築基準法上の道路として位置付ける等の必要な措置を講じること。
4. 管理放棄された土地・住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が弾力的に対応できるよう法整備を行うこと。
5. 重点密集市街地における民間事業者等による共同住宅整備に係る支援措置の拡充を図ること。

観光に関する提言

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光振興策に対する財政支援措置を講じること。
2. 外国人観光客を積極的に受け入れるため、国際会議の開催促進、スポーツ観光の推進、案内板等の外国語表記の充実などの施策を推進するとともに、必要な財政支援措置を講じること。
3. 鉱物などの自然資源や地質を活用したジオツーリズムの推進に対する財政支援措置を講じること。

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 平成 23 年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、戸別所得補償モデル対策の実施状況を検証した上で、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、公正かつ円滑な市場流通に資するような制度として、継続的かつ効率的に実施すること。

また、必要に応じ規模拡大・農地集積・担い手に対する加算措置を講じること。

さらに、生産現場等が混乱することのないよう、制度を運営するための実施体制、生産数量目標、交付金の交付事務等の具体的な内容を早期に明らかにするとともに、生産現場等の理解を深めるための機会の充実に努めること。

(2) 制度導入に係る所要経費に対して十分な予算措置を講じるなど、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないような制度とすること。

また、本制度の実施に当たっては、国が主体性を発揮するものであるが、生産現場での制度推進を担う地方公共団体や J A 等生産者団体で構成する「農業再生協議会」については、構成団体の協議により推進主体が決定できる制度とすること。

(3) 農業者戸別所得補償制度の設計に当たっては、地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。

(4) 米戸別所得補償モデル事業においては、需給調整を守るため調整水田等の不作付地により生産数量を達成しているが、本格実施後も不作付地を含めた生産数量の達成を認めること。

(5) 農業者戸別所得補償制度においては、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(6) 野菜、果樹、茶生産農家については、従事者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、野菜、果樹及び茶も対象となるような所得補償の支援策を講じること。

- (7) 新規需要米については、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 農山漁村地域整備交付金については、今後の一括交付金化の制度設計との関連に留意するとともに、同交付金の目指す農業農村基盤整備事業など必要とする事業の執行に支障が生じないようにするため、その執行状況を検証の上、必要な予算を確保するとともに、地域主権の観点から、地方の自主性や裁量性を高め、より使い勝手のよい制度とすること。
- (3) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策を推進すること。
- (4) 農業集落排水施設の延命のための維持修繕に係る支援制度を創設するとともに、統廃合する際の財産処分に係る承認条件の緩和と申請手続きの簡素化を図ること。

3. 口蹄疫対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化

- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、事前対応型の防疫体制を整備すること。
- (2) 口蹄疫の発生時における早期の封じ込めを実現するため、家畜伝染病予防法の抜本的な見直し等の法制度の整備を検討するとともに、関係者間の連携強化やマニュアルの整備など危機管理体制の強化を図ること。
- また、防疫資材及び機材を備蓄・配備するとともに、迅速に口蹄疫の検査が行えるよう簡易検査キットの導入や全国単位での検査機関の設置など診断体制の充実を図ること。
- (3) 口蹄疫の発生により損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。

また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置

を講じること。

- (4) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、さらなる経営安定対策を講じること。

また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

4. 鳥獣被害防止対策の継続

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止総合対策事業を平成 23 年度以降も継続するとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。
また、捕獲する人材の育成及び捕獲技術の向上を図る施設の整備についても財政措置を講じること。
- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。
- (3) 野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、省庁間を超える横断的な体制を構築するとともに、緊急時や地域の状況に応じた対策が可能となるよう狩猟制度の見直しを行うこと。

5. 食の安全・安心確保対策

- (1) 平成 22 年 4 月 20 日以降宮崎県で発生した口蹄疫に対する防疫対応の検証に基づき、家畜伝染病予防法の改正等の防疫対応を強化するとともに、地方自治体等が独自で実施する防疫対応への財政支援を制度化すること。
- (2) 牛海綿状脳症（BSE）対策に関するリスクコミュニケーションを十分図ること。
- (3) 消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係を構築するため、昆布巻き等の水産加工品及び重量に占める米粉の割合が 50%以上のパンや麺等の原料原産地表示を義務化すること。

6. 地産地消の推進

- (1) 学校給食等における地産地消の推進に向けた取組の一層の拡充を図ること。
- (2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による農産物直売所、地域食材供給施

設の整備を推進するため、既に市街地を形成している地域も含めるよう農山漁村活性化法の見直しを行うこと。

7. 国産農産物の価格安定対策を強化するとともに、生産・流通コスト低減のための取組に対する支援等を推進し、生産者の経営安定と所得の向上を図ること。

(1) 自然災害や価格下落に対するセーフティネット措置として、農業災害補償制度の運用改善を行うとともに、より農業者の経営安定に資する制度を構築すること。

(2) 地域特産物を取り巻く消費・価格低迷等の厳しい環境に対して、経営安定や消費拡大等の総合的な振興策を講じるとともに、新品種・新技術の研究開発の一層の充実強化を図ること。

8. 農業統計データの整備

農業算出額のデータ公表は、平成 19 年度から都道府県単位とされたが、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

また、地域の食料自給率の算定ができるよう、平成 17 年度概算版を最後に更新されていない地域食料自給率試算ソフトを更新すること。

9. 中山間地域等をはじめとする農山村の活性化

(1) 中山間地域等直接支払制度については、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度のさらなる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里（いわゆる限界集落）」をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化するとともに、農商工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じること。

なお、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る対策として、平成 19 年度から実施されている「農地・水・環境保全向上対策」については、平成 24 年度以降も継続するとともに、同対策の充実を図ること。

(2) 耕作放棄地等の解消に向けた再生・利用の取組に対する支援を充実すること。

10. 都市農業振興施策の充実

(1) 都市と農地・農業との調和を図り、都市農業が有する多面的機能を強化するた

め、都市における農地等の確保・保全に対する財政措置を講じるとともに、都市農業の振興施策を拡充すること。

- (2) 都市農地を適切に保全するために、生産緑地等に関する税制上の措置の拡充及び生産緑地制度の地域の実情に応じた面積要件の緩和等、必要な措置を講じること。
- (3) 農住組合制度の組合設立認可の申請期限の延長及び地域の実情を踏まえた制度の見直しを図ること。

11. 農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、農用地の確保に配慮したうえで、地域の実情を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう地方の裁量を拡大するとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。

12. 生産者による過剰作付及び消費者の食生活の多様化、人口減少・少子高齢化など引き続き需要減による米価下落に対応するための措置を講じること。

13. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

関税撤廃を原則とする環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）のあり方に関する議論に当たっては、国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である農業農村整備や食料自給率の向上などに支障が生じないように十分に配慮するとともに、関係者からの意見を踏まえ、慎重に対応すること。

また、WTO農業交渉等に当たっては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

14. 個々の担い手が抱える経営課題等に対応することができるよう、都市自治体が実施するソフト事業等に対する財政支援を行うこと。

また、農作業機械の更新及び施設等の維持に係る財政支援措置を講じること。

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
また、病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。
- (3) 森林整備保全事業計画の推進に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な事業量を確保するとともに、森林再生に向けた財政措置を講じること。
- (4) 国産材利用を推進するための財政措置の拡充を図るとともに、木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、森林環境教育の推進を図ること。

2. 鳥獣被害防止対策の継続

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止総合対策事業を平成 23 年度以降も継続するとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。
また、捕獲する人材の育成及び捕獲技術の向上を図る施設の整備についても財政措置を講じること。
- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。
- (3) 野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、省庁間を超える横断的な体制

を構築するとともに、緊急時や地域の状況に応じた対策が可能となるよう狩猟制度の見直しを行うこと。

水産業の振興に関する提言

国民に水産物を供給する使命を有する水産業の健全かつ安定的な発展が図られるよう、国は下記事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策のさらなる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。
2. 漁業所得補償制度については、地域の実情を踏まえた制度設計を行うとともに、円滑な実施に向け、関係者への周知徹底に努めること。
3. 海洋生物等の環境調査や水産資源の動向調査の充実を図るとともに、クロマグロ等、水産資源の管理対策を強力に推進すること。
また、効果的かつ効率的な監視・取締体制を構築し、密漁等違反防止対策を強化するとともに、漁業調整の円滑な推進を図ること。
4. 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。
5. 水産資源の適切な保存・管理及び水産業の健全な発展を図るため、水産物の輸入割当制度及び現行関税水準を堅持すること。
6. 加工残さ等、漁業系廃棄物の処理対策及び資源化に関する調査研究の推進と事業化を促進すること。
7. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場の拡大を図ること。
8. 離島振興を図るため、水産基盤整備事業に係る漁港厚生施設の用地等、事業対象

の拡充を図るとともに、漁港施設用地の利用に関する制限の緩和等、制度の柔軟な運用を行うこと。

緊急経済対策の実施及び地域経済の活性化に関する提言

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の実施及び地域経済の活性化等を図るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国民・住民の生活、地域経済や雇用情勢に深刻な影響をもたらしている厳しい経済雇用状況に対して、新成長戦略の具体化など、補正予算及び関連法案の早期成立を図るとともに、引き続き切れ目なく通常予算の編成を通じ効果的で迅速な対策を実施すること。

さらに、都市自治体が地域の実情に応じて機動的かつ積極的にきめ細やかな経済対策が行えるよう、自由度の高い交付金の拡充などの措置を講じること。

2. 中小企業等対策

- (1) 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。併せて、都市自治体を実施する金融支援施策や制度融資に伴う損失補てん金などについても財政措置を講じること。
- (2) 平成 22 年度までとされている景気対応緊急保証制度について、取扱期間を延長するとともに、さらなる拡充を図ること。

また、既存の融資制度やセーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続きの迅速化など、制度の充実を図ること。

- (3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。

また、地域経済の活性化に有効な役割を果たしている「地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）」の制度存続を図ること。

- (4) 商店街等の活性化のため、施設整備やソフト事業に対する財政支援措置の充実を図ること。

3. 省エネルギーの促進・新エネルギーの開発及び導入の促進

- (1) 地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から、太陽光発電や風力発電など新エネルギー導入を積極的に推進するため、住宅用発電設備の設置

などに対する財政支援措置の拡充を図ること。

(2) 地球温暖化対策と大気汚染防止に有効である電気自動車などの普及促進に対する財政支援措置の拡充を図ること。

(3) 低炭素社会の実現のため、小水力発電施設設置における関連法令の整備など、その普及促進に向けた対策を講じること。

また、グリーン電力証書制度の健全な運用を確保するための支援を講じること。

4. 電源立地地域対策

(1) 平成 22 年度末より順次期限切れとなる電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額などの拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

(2) 平成 22 年度末で期限切れとなる「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と拡充を図ること。また、原子力発電施設及び周辺地域の防災対策の充実強化を図ること。

5. 地域経済を活性化するため、半島振興法などに基づく減収補てん措置の延長など、企業誘致に対する財政支援措置の充実強化を図ること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境のさらなる改善や関係機関の機能強化を図ること。

6. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

7. 地域ブランド商標の海外における保護について、一元的な監視体制を整備するとともに、個別に問題が発生した場合における支援施策の充実を図ること。

また、地域ブランドを海外に向けて発信するに当たり、世界的なマーケティング展開が可能となるようさらなる支援策を講じること。

8. 持続可能な地域振興を目的としたジオパークに対し、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた支援など、必要な財政支援措置を講じること。

9. 離島における地域コミュニティの活性化や地域交流を図り、移住や若者の定住を促進するため、レクリエーション施設等の整備促進など、さらなる離島振興の推進を図るとともに、財政措置を拡充すること。

10. 公共施設等の活用を希望する民間企業者等に対する財政支援措置を拡充するとともに、未活用公共施設のデータベース機能など幅広く有効な活用ができるような対策を講じること。

11. 平成 23 年度予算概算要求において廃止とされた地域再生基盤強化交付金は、住民の日常生活に密着した社会資本整備事業を展開していく上で、その果たす役割は極めて大きいものがあることから、早急な代替措置を講じること。

地方消費者行政の推進に関する提言

地方消費者行政活性化基金の期限後においても、地方における消費者行政の強化・推進を図るため、情報ネットワークの整備や一元的な体制整備、消費生活相談を担う人材の育成などに対する必要な財政措置を継続すること。